

告 示

埼玉県告示第五百八十号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県本庄市児玉町小平字家地ケ入二五〇四、字滝東二五六一、字大林二六三
四、字杳木ノ入二六八一の一、字馬不入二六八二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて
縦覧に供する。)